第３節　資産処分の場合の担保権の消滅
第１　不動産を目的とする担保
１　別表14「存続する担保権一覧表」に記載の根抵当権に係る各担保権は、当該担保の目的物を管財人が売却その他の処分をすることについて裁判所の許可を得た時に消滅する。この場合、管財人は、当該担保権抹消の登記手続を本更生計画を原因証書として不動産登記法第63条第１項により単独申請にて行うことができる。
２　当該根抵当権者は、前記１の裁判所の許可後速やかに、管財人に対し、当該根抵当権の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付する。
第４節　登録等の費用
本章による登録手続に要する費用は、本更生計画に別段の定めがない限り、更生会社が負担する。
第６章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式全て（但し、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。
第２　発行済株式の消却
更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全て（前項に基づき取得した自己株式を含む17万6000株。）を消却する。
第３　資本金の減少
更生会社の資本金を次のとおり減少させる。
１　減少する資本の額　　8800万円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、その効力を生じる。
第２節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
会社法第199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
募集株式　普通株式
募集株式の数　１株
募集株式の払込金額　　１株１円
募集株式と引換えにする金銭の払込の期間　更生計画認可決定後１ヶ月を経過する日までの間。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て募集株式の払込期間を延長することができる。
増加する資本金に関する事項
増加する資本金　　１円
募集株式の割当を受ける者
管財人　腰塚　和男
第３節　定款の変更
更生会社の旧定款を、別表19「定款」のとおり変更する。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
なお、定款６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。
第４節　役員の選任、更生会社の解散等
第１　役員の選任
次のとおり取締役を選任する。
取締役　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
第２　更生会社の解散等
１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定確定の時に解散する。
２　清算人の選任
次のとおり清算人を選任する。
清算人　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
３　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
管財人は、必要のある時はいつにても、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することが出来る。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
第７章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業の譲渡代金などにより調達する。
第２節　予想超過収益金の使途
予想を超過する収益金が生じた場合には、更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。
第８章　共益債権とその弁済方法
更生手続開始決定の日から基準日（平成21年12月31日）までに支払った共益債権は、総額約1,110百万円である（別表６）。
基準日における未払共益債権は、約金49百万円である（別表６）。
前記未払共益債権及び平成22年１月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、事業の譲渡代金などをもって随時支払う。
第９章　少額債権等の弁済
更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、次のとおりである。
支払対象債権者数　127名
弁済総額　　金5,141,283円
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解または訴訟を遂行し、和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。
第11章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１から19まで添付省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　ワイ・エス・コーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成22年６月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始後の経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　残資産の早期処分（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　所有権留保にかかる更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　28,640,007円
別表８－１から８－３まで
債権者数　３名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権について
別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記①を選択したものとみなす。）、①確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物を更生担保権者に代物弁済する。但し、更生担保権者が②の方式